

省エネ性能表示制度と **BELS** (ベルス) について

～国が推奨する第三者評価ってなんだろう？～

Check! 2024年4月以降、建築物の販売・賃貸時に 省エネ性能の表示が求められます

※新築建築物の販売等の際は、所定のラベル等を広告等に表示する必要があります。
省エネ性能の表示には、建設会社が自ら評価して表示する自己評価制度と第三者の会社が
審査をする第三者評価制度の2つの制度があり、BELSは第三者評価制度に位置づけられます。

【 BELSの3つのメリット 】

【 メリット① 】

客観性・信頼性の向上

第三者評価の結果を表示することは消費者等に提供される省エネ性能に関する情報の客観性を高め、表示制度全体の信頼性向上につながります。



【 メリット② 】

ZEHマーク等の表示が可能

より高い省エネ性能を有することが確認できた場合には、優れた省エネ性能を有する住宅・建築物であることを示すZEHマーク等を表示することができます（第三者評価のみ）。



【 メリット③ 】

補助制度等の証明書類で活用

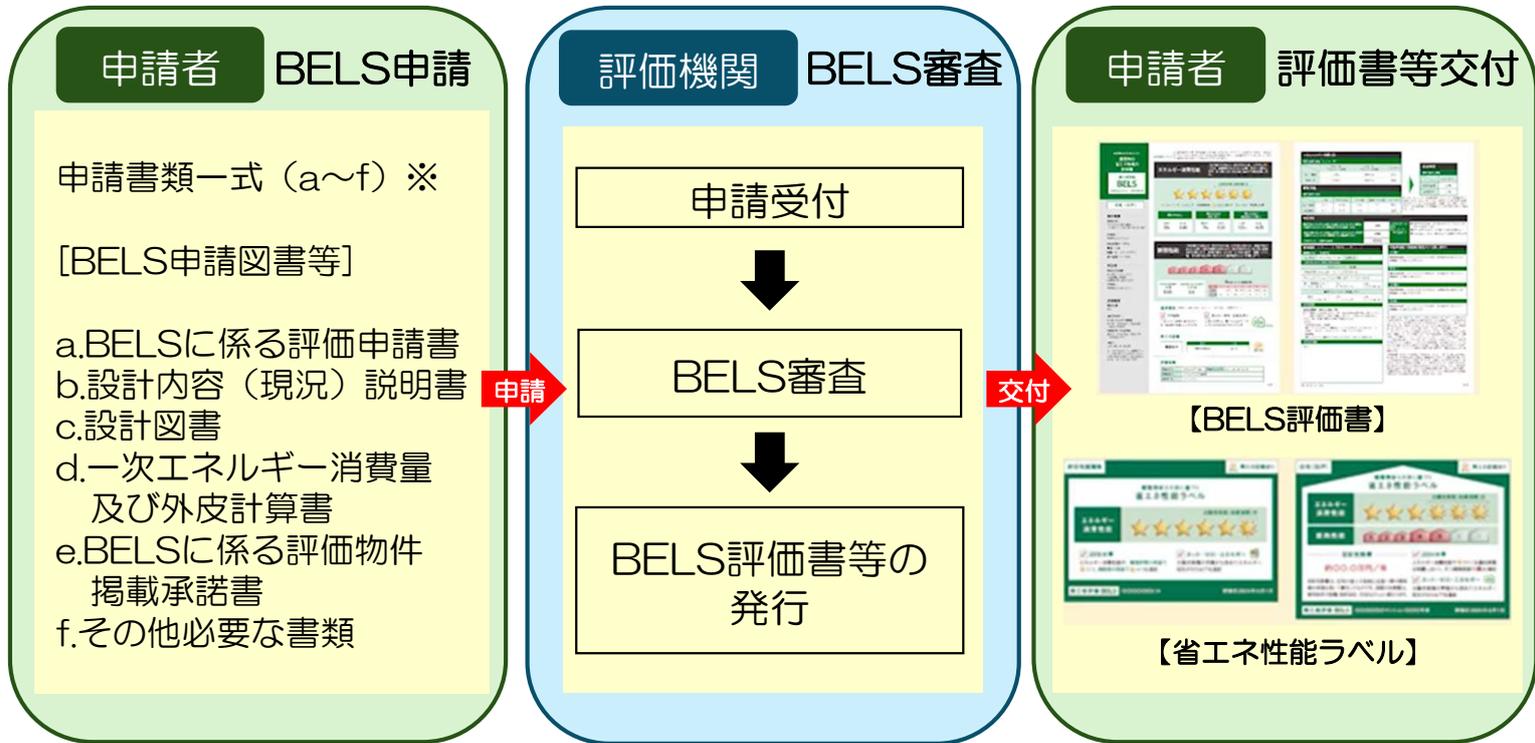
補助制度等において、住宅等の性能を証明する証明書類として、ZEHやZEBマークが表示される評価書を活用できる場合があります。



【BELSの特徴】

- 申請者から提出される申請図書に基づいて評価
- 新築・既存を問わず全ての建築物で評価可能
- 評価時期は着工前、着工後、竣工後いずれも可能

【BELS評価書等交付の基本的な流れ】



※提出先の評価機関より取得できます。

【申請窓口（BELS評価機関）の検索】



BELS評価機関は全国に108機関（2023年12月時点）

申請建物の建設地： 都道府県 選択してください ▼

窓口所在地： 都道府県 選択してください ▼ 市区町村 都道府県を選択してください ▼

申請建物の用途： 複合(住宅,非住宅) 住宅 非住宅 指定しない

リセット 検索

※BELSの評価料金については、BELS評価機関にお問合せください。

(一社)住宅性能評価・表示協会HP (<https://www.hyoukakyokai.or.jp/>)

BELSの詳細等については(一社)住宅性能評価・表示協会のホームページをご参照ください。
<https://www.hyoukakyokai.or.jp/bels/bels.html>

